

(3) 公明党及び千葉新政策議員団

ア 議員定数について

現行 95 人から 10 人削減し、85 人とする。

イ 選挙区について

合区により、現行 41 選挙区から 16 選挙区削減し、25 選挙区とする。

ウ 具体的な内容について

(※選挙区の区域及び定数を変更しない選挙区は記載していない。)

現行選挙区	定数	改正案の選挙区	定数	増減
千葉市花見川区	3	千葉市花見川区及び 千葉市稲毛区を及び 千葉市美浜区を合区	6	△ 1
千葉市稲毛区	2			
千葉市美浜区	2			
千葉市中央区	3	千葉市中央区及び 千葉市若葉区及び 千葉市緑区を合区	6	△ 1
千葉市若葉区	2			
千葉市緑区	2			
船橋市	7		8	+ 1
鎌ヶ谷市	2	鎌ヶ谷市及び白井市を合区	2	△ 1
白井市	1			
八街市	1	八街市及び富里市を合区	2	± 0
富里市	1			
香取市・神崎町・ 多古町	2	香取市・神崎町・多古町及び 銚子市・東庄町及び 旭市及び匝瑳市を合区	3	△ 3
銚子市・東庄町	2			
旭市	1			
匝瑳市	1			
山武市・山武郡	2	山武市・山武郡及び 東金市及び大網白里市を合区	3	△ 1
東金市	1			
大網白里市	1			
茂原市	2	茂原市及び長生郡及び 勝浦市・いすみ市・夷隅郡を合区	3	△ 2
長生郡	1			
勝浦市・いすみ市・ 夷隅郡	2			

現行選挙区	定数	改正案の選挙区	定数	増減
袖ヶ浦市	1	袖ヶ浦市及び木更津市を合区	3	± 0
木更津市	2			
君津市	2	君津市及び富津市を合区	2	△ 1
富津市	1			
鴨川市・ 南房総市・安房郡	2	鴨川市・南房総市・安房郡及び 館山市を合区	2	△ 1
館山市	1			

エ 主な考え方について

強制合区の取り扱い、逆転選挙区の取り扱い、一票の較差の是正、人口比定数との乖離の是正及び独自に検討した政令市における市議会議員と県議会議員の関係の5点を課題とし、その課題を解消するために以下の考え方によって見直しを行った。

- ① 強制合区の対象となる匝瑳市選挙区を隣接する香取市・神崎町・多古町選挙区、銚子市・東庄町選挙区、旭市選挙区と合区する。
- ② 八街市選挙区より人口が少ない銚子市・東庄町選挙区の定数を、現行2から1減らして1とする。
- ③ 袖ヶ浦市選挙区より人口が少ない勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区の定数を、現行2から1減らして1とする。
- ④ 船橋市選挙区の定数を、現行7から1増やして8とする。
- ⑤ 配当基数1未満の選挙区については、合区する。
- ⑥ 政令市については、市議会議員と県議会議員が同一の行政区単位の選挙区から選出されており、県議会議員においては、可能な限り広い地域を選挙区とすべきという考えから、「中央区・緑区・若葉区」、「花見川区・美浜区・稲毛区」の2つの選挙区とする。

また、政令市には多くの権限が委譲され、県との関係において政令市が担う役割が大きいと考えられることから、配当基数に対して1減の定数とする。